

J A教育ローン（カード型）（基金協会保証型）

令和5年10月1日現在

お使いみち	<p>◎就学（予定者を含む）子弟に要する教育に関する全ての必要な資金（借入申込日から3ヶ月以内にお支払済みかつ支払確認が可能な入学金、寄付金、授業料、学費等で学校への支払資金を含む）。</p> <p>①入学金、寄付金、授業料、学費 ②アパートの家賃等</p>																				
ご利用いただける方	<p>◎個人のJ A組合員の方。 （農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等はJ A融資窓口までご相談ください。）</p> <p>◎借入時の満年齢が18歳以上65歳未満の方。</p> <p>◎大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校など就学（予定）している子弟をお持ちの方。</p> <p>◎前年度税込年収が150万円以上であること。</p> <p>◎営業年数が1年以上である自営業者の方。または、勤務・就農が確認できる給与所得者・農業者の方。ただし、勤続年数が1年未満の方は一定の条件が必要となります。</p> <p>◎J Aの地区内に居住している方。</p> <p>◎保証機関（和歌山県農業信用基金協会）の保証が得られる方。</p> <p>◎その他J Aが定める条件を満たしている方。</p>																				
ご融資極度額	◎10万円以上500万円以内で所要金額の範囲内となります。（10万円単位）																				
ご融資期間	<p>◎ご契約日から1年後の応答日の属する月の10日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。</p> <p>◎新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年度末日とします。ただし、新規貸越可能期間中であっても、不適格等により1年毎の契約更新が停止した場合や65歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となります。</p>																				
ご返済方法	<p>○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後は、元金および利息をご返済いただきます。</p> <p>○約定返済 毎月10日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約金額（借入極度額）</th> <th>返済額（元金+利息・保証料）</th> <th>契約金額（借入極度額）</th> <th>返済額（元金+利息・保証料）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以上 70万円以下</td> <td>1万円+利息・保証料</td> <td>310万円以上 380万円以下</td> <td>5万円+利息・保証料</td> </tr> <tr> <td>80万円以上 150万円以下</td> <td>2万円+利息・保証料</td> <td>390万円以上 460万円以下</td> <td>6万円+利息・保証料</td> </tr> <tr> <td>160万円以上 230万円以下</td> <td>3万円+利息・保証料</td> <td>470万円以上 500万円以下</td> <td>7万円+利息・保証料</td> </tr> <tr> <td>240万円以上 300万円以下</td> <td>4万円+利息・保証料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当J A窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	契約金額（借入極度額）	返済額（元金+利息・保証料）	契約金額（借入極度額）	返済額（元金+利息・保証料）	10万円以上 70万円以下	1万円+利息・保証料	310万円以上 380万円以下	5万円+利息・保証料	80万円以上 150万円以下	2万円+利息・保証料	390万円以上 460万円以下	6万円+利息・保証料	160万円以上 230万円以下	3万円+利息・保証料	470万円以上 500万円以下	7万円+利息・保証料	240万円以上 300万円以下	4万円+利息・保証料		
契約金額（借入極度額）	返済額（元金+利息・保証料）	契約金額（借入極度額）	返済額（元金+利息・保証料）																		
10万円以上 70万円以下	1万円+利息・保証料	310万円以上 380万円以下	5万円+利息・保証料																		
80万円以上 150万円以下	2万円+利息・保証料	390万円以上 460万円以下	6万円+利息・保証料																		
160万円以上 230万円以下	3万円+利息・保証料	470万円以上 500万円以下	7万円+利息・保証料																		
240万円以上 300万円以下	4万円+利息・保証料																				
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。																				
ご融資利率	◎変動金利 ※利率は店頭に掲示しています。詳細はJ A融資窓口までお問合せください。																				
担保	◎不要です。																				
保証	◎和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので保証人は不要です。																				
保証料	◎後取分割方式（保証料率年1.00%） ※約定返済日の元利金返済（据置期間中は利息支払）にあわせ、保証料をお支払いいただきます。																				
融資事務手数料	◎融資事務手数料は、無料となります。J A融資窓口までお問合せください。 ◎ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。																				
繰上返済手数料	◎必要ありません。																				
最低出資金額	◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。 出資金額は、J Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。																				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A支店（所）またはJ A本店（所）に設置のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 各組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口はこちらをクリックください。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。 J Aバンク相談所を通じてのご利用となりますので、J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p>																				
その他	<p>◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。</p> <p>◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、J A融資窓口までお問合せください。</p>																				